

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">法人用カード規定</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (貯金機による入金)</p> <p>(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に<u>したがって</u>、貯金機にカードまたは通帳（当組合および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>3. (支払機による払戻し)</p> <p>(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に<u>したがって</u>支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>4. (振込機による振込)</p> <p>振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に<u>したがって</u>、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>5. ～ 1 1. (省略)</p> <p>1 2. (カードの紛失、届出事項の変更等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機により届出ことができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に<u>したがって</u>貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>1 3. ～ 1 7. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2025年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;">法人用カード規定</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (貯金機による入金)</p> <p>(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に<u>従って</u>、貯金機にカードまたは通帳（当組合および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>3. (支払機による払戻し)</p> <p>(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に<u>従って</u>支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>4. (振込機による振込)</p> <p>振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に<u>従って</u>、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>5. ～ 1 1. (省略)</p> <p>1 2. (カードの紛失、届出事項の変更等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機により届出ことができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に<u>従って</u>貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>1 3. ～ 1 7. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2020年4月1日現在)</u></p>